

---

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 診療に影響を受けていらっしゃる先生方へ 《第1弾》

政府の経済対策(4月9日現在・令和2年度補正予算案の成立を前提)の主だったものをまとめました。  
お問い合わせ、ご相談などございましたら最終ページに記載の山田宏事務所宛にご連絡ください。

## ◆資金繰り対策 ①

# 貸付金として

## 【新型コロナウイルス感染症特別貸付：日本政策金融公庫】

ホームページからお手続きできます。

<https://www.jfc.go.jp/>

融資限度額：6,000万円

対象：最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した方

- \* 据置期間 5年以内
- \* 無担保

\* **特別利子補給制度**と一緒に申し込みください。  
実質3年間 **無利子**になります。

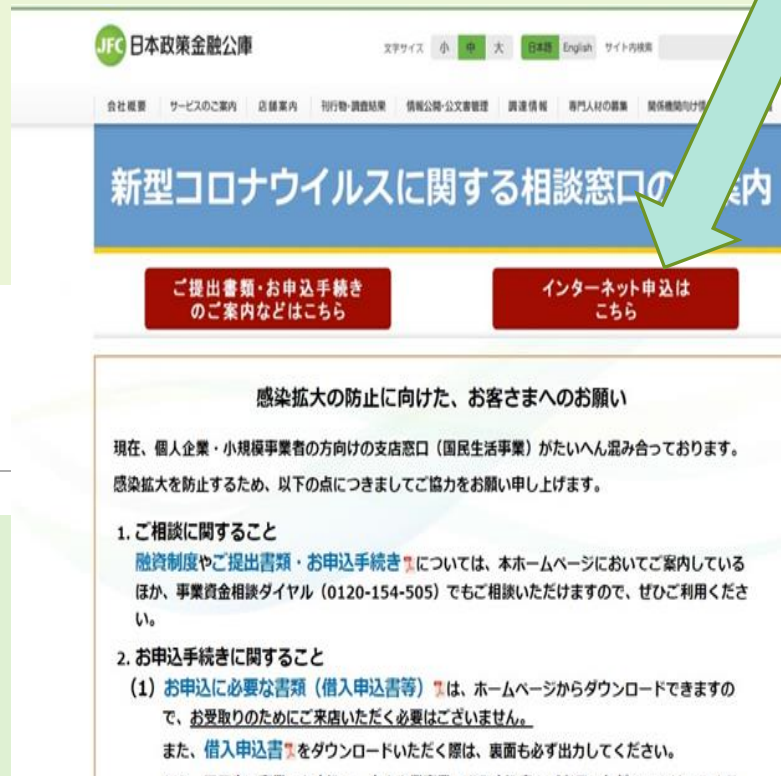
### 特別利子補給制度

対象：個人事業主 要件なし

小規模事業者(法人事業者)：売上高▲15%

利子補給期間：借入後当初3年間

補給対象上限：3,000万円



The screenshot shows the JFC (Japan Finance Corporation) website. At the top, there is a navigation bar with the JFC logo and text in Japanese and English. Below the navigation bar, there is a large blue banner with the text "新型コロナウイルスに関する相談窓口のご案内" (Consultation window for COVID-19). Below the banner, there are two red buttons: "ご提出書類・お申込手続きのご案内はこちら" (Click here for application materials and procedures) and "インターネット申込はこちら" (Click here for internet application). Below the buttons, there is a section titled "感染拡大の防止に向けた、お客さまへのお願い" (Request to customers for preventing infection expansion). The text in this section states that the JFC is currently providing a special consultation window for individuals and small businesses (National Life Project) and that it is requesting cooperation to prevent infection expansion. It lists two points: 1. Regarding consultation, it says that the special interest subsidy system and application procedures are available on the website, and that customers can also consult via a special consultation dial (0120-154-505) if needed. 2. Regarding application procedures, it says that the application materials (loan application form) can be downloaded from the website, and that customers do not need to visit the store to receive them. It also says that customers can download the loan application form if they wish, and that they should also download the application form if they wish to apply.

# 貸付金として

## ◆資金繰り対策 ②

### 【民間金融機関

日頃からお取引のある地方銀行や信用金庫、信用組合からお申込できます。

**実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大】**

セーフティネット保証4号・5号の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、  
保証料補助と利子補給を実施。

対象：売上高等前年同月比▲5%以上減少  
融資限度額：3,000万円

指定期間 令和2年4月10日～令和2年6月30日で、  
歯科診療所、歯科技工所もセーフティネット保証5号  
指定業者として追加。

## ◆資金繰り対策 ③

### 【独立行政法人 福祉医療機構 融資優遇】

**融資限度額の引き上げ、無担保・無利子での長期運転資金】**

対象：新型コロナウイルス感染症の影響で営業停止、縮小、自治体からの要請で休業

融資限度額：4,000万円（診療所）

据置期間：5年以内

償還期間：10年以内

お問い合わせ先：福祉医療機構

<https://www.wam.go.jp/hp/>

東日本 03-3438-0659 西日本 06-6252-0219

# 給付金として

## ◆資金繰り対策 ④

### 【持続化給付金】

法人200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給

給付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、  
売上が前年同月比で50%以上減少してる方

給付額：前年の総売上（事業収入）－  
（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

申請方法：決定後速やかに公表

お問合せ先：03-3501-1544

（中小企業庁 金融・給付金相談窓口）

### 【雇用調整助成金】

従業員を一時的に休業させる等雇用維持を図る事業者に休業手当、賃金の一部を助成

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）

\* 緊急対応期間：4月1日～6月30日（1年間の支給限度日数100日とは別に利用可能）

（この期間は 売上高1ヶ月▲5%以上低下でも摘要）

\* 支給限度日数：1年100日、3年150日 + （4月1日～6月30日）

\* 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める。

\* 助成率：4 / 5、解雇等を行わない場合は9 / 10（中小）

\* 計画届の事後提出を認める。（6月30日まで）

短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化の為の事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行います。

⇒ 詳細は決定次第発表されます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

\* その他、学校等休業助成金（小学校等に通う子供の世話をを行うことが必要になった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主に対する助成金）の制度もあります。

## 【納税猶予の特例】

2020年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、収入が減少した場合  
1年間 無担保かつ延滞税なしで納税を猶予（国税・地方税）。

対象：新型コロナウイルス感染症の影響で2月以降の任意の期間において  
収入が前年に比べ概ね▲20%以上減少している方、  
一時的に納税を行うことが困難な方

\*対象期間の損益が黒字であっても収入減少などの要件を満たせば  
特例を利用できます。

★ご参考 首相官邸HP 「生活と雇用を守るための支援策」

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_shien.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html)

経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

★ ご不明な点、ご相談事などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

参議院議員 **山田宏** 事務所

電話：03-6550-1205 / FAX：03-6551-1205

メール：[k.niira@yamadahiroshi.com](mailto:k.niira@yamadahiroshi.com)

担当：新良（にいら）